

女子部高等科3年 政治経済 「憲法を知る ～憲法の成立と改正の論点～」

谷 博行

現在日本では、憲法改正の議論が世の中で進行中であり、選挙の争点にもなっている。憲法は国の原則であり、それにしたがって国の立法、行政、裁判が行われている。第二次世界大戦の経験を経て大日本帝国憲法の改正として成立した現在の日本国憲法は、その施行から70年を経ている。また、選挙年齢も18歳に引き下げられ、今回発表を担当する高等科3年生も半数近くが実際に衆議院総選挙の投票を行った。このように高校生が一部でも有権者になるという事態も踏まえ、今回の学業報告会では、憲法が何であるのかをまず考えてもらおうとテーマを設定した。

I. はじめに

国内の状況も国際的な状況も、この70年間ににおおいに変化をとげてきた。このような状況下で、現実の様々な問題と憲法が必ずしも整合性を持っておらず、現行憲法を改正すべきであるという意見がある一方で、憲法は改正すべきではないという意見も存在する。特に、憲法を改正すべきではないという意見を持つ人は戦争の反省が反映されている平和主義の第9条の変更は許されないという考えに基づいている。

そこで、人間の集まりである共同体の規範としての法そのものの意味や法の体系、日本を含めて各国憲法の成立や改正の背景、そして日本での憲法改正の論点、それらに対する生徒自身の意見を明確にすることを報告会の目標とした。

II. 報告会への準備

今回の報告会では、新たなテーマ設定ではなく授業範囲での項目を取り上げることにし、授業の延長として学習を進めることにした。そのことにより、政治経済の時間の中で発表の準備ができると考えたからである。生徒は高等科3年生ということもあり、報告会全体の係も担当していて、報告の発表にだけ集中できるわけではなかったからである。しかし、生徒は準備に集中して、計画よりも早く報告への準備を終えることができ、よく学習できたと思う。

具体的には、今回の学業報告会では、高等科3年のクラスを、憲法の成立について外国の憲法と比較し学ぶグループと、衆議院選で争点にもなった憲法改正について学ぶグル

ープに分け、調べ学習からはじめ、その後まとめることとした。

III. 報告の内容

はじめに、法の成立について報告した。まず、法とは人の集まりで守られるルールであり、はじめは、宗教的な戒めとしての神法により定められていたが、後に自衛権や人権を含む普遍的な自然法も見出されるようになった。その後、人間社会の自立によって、人間による規範も法となり、それは実定法と呼ばれた。

さらに実定法には、習慣からなる慣習法と、文章として定めた成文法があり、さらに民主主義の進展により、王でも従う憲法や、国家間の約束である国際法が成立するようになってきた。

また、国際法は、国家間の権利や義務を定めていて、国際慣習法と、国家間の合意としての条約に分類される。国際法とともに、先ほどの宗教的な神法、人権の根拠としての自然法も、各国の法を制約し、憲法を議論する際に考慮する必要がある。

次に、日本と各国の憲法について報告した。まず、日本の最初の憲法である明治憲法は、伊藤博文による欧州での憲法調査を経て、君主権の強いプロイセン憲法を模範とした。その特徴は、「天皇主権」であり、天皇に広範な大権が認められていた。そのため、議会は天皇に同意するという協賛機関、内閣は天皇を助けるという輔弼(ほひつ)機関となり、この制度を利用し、軍部は国民を無視して暴走するきっかけになった。

終戦を迎え、マッカーサーにより、民主化と

非軍事化が進められ、憲法改正が示唆された。政府は、憲法問題調査委員会を設置、松本丞治を中心に草案を作成した。しかし、天皇主権が残っていたため、マッカーサーのGHQはこれを拒否し、独自案を作成し、政府に提示した。政府はこれをもとに改正案を作成し、帝国議会での賛成により、公布、施行された。改正された日本国憲法では、天皇主権から国民主権になり、天皇は日本国の象徴となった。

次に、世界に影響を与えたアメリカ、フランス、ベルギーの憲法について報告した。アメリカでは、イギリスから独立後、憲法制定会議を経て、1787年に世界で最初の憲法が成立した。しかし、成立当時の憲法は、すべての人に平等が保障されてはいなかった。その後、憲法の修正が行われ、そこで追加された10ヶ条は権利章典と呼ばれている。

フランスでは1791年、国民主権を原理とした憲法が成立した。その後も、体制の変遷とともに改正が行われている。第二次大戦後、1946年に制定された憲法では、名目的な大統領制と無力な内閣制であったため、1958年に現在の第5共和国憲法が制定される。この憲法で、大統領の地位と権限が強化された。フランスの憲法は、1791年から約200年の間に、15の憲法が制定されている。

ベルギー憲法は、オランダ王国から独立したベルギーが1831年に制定した憲法である。これまで大きな改正などはなく、150年以上経った今でもなお有効である。この憲法は立憲君主制のもとでの間接民主主義を定めた憲法の典型で、オーストリア憲法、プロイセン憲法などの模範となり、日本の明治憲法もその影響を受けている。

次に、日本と同じ第二次大戦の敗戦国、ドイツ、イタリアの憲法について取り上げた。ドイツは敗戦後、1948年にドイツの分割統治が決まると、西側占領州の首相などにより暫定的な西ドイツ憲法が作られ、その憲法が現在まで施行されている。当初から暫定的な憲法だったため、繰り返し改正されている。ナチスの教訓から、国民に自由主義・民主主義を守る義務を課し、「人はすべての場合に寛容であるべきというわけではなく、不寛容なものには不寛容であるべき」という考えを含んでいる。

イタリアは、第二次大戦後、王政から共和政へと転換し、制憲議会により、イタリア共和国憲法が制定された。この憲法は、強い地方自治を認めており、また男女の平等権が促進されている。同じ第二次大戦の敗戦国でも、国によって憲法の成立、改正の過程には違いがあることが報告された。

次に、日本と同じように長年改正されていない憲法について報告した。まずデンマークは、1661年以来絶対君主制であったが、フランス革命の影響により民主化の要求が高まり、1849年に立憲君主制を定めた憲法が制定された。デンマーク憲法は、1953年以降改正が行われておらず、改正していない期間では、日本が1番長く、デンマークが2番目に挙げられる。

次に、社会主義の影響にあったか現在でもある、ロシア、中国、ポーランドの憲法について報告した。まずロシアでは、ソ連時代4つの憲法が制定され、多少の変化はありつつも社会主義の憲法を維持し続けたことが大きな特徴といえる。社会主義の顕著な特徴として、労働者への権利宣言、革命の適法性の明記、特定の人々による独裁の肯定などがあげられる。1991年のソ連崩壊後、クーデター、最高会議の解散、武力制圧などの政治的混乱を経て、1993年12月に行われた国民投票によって新憲法が制定された。民主主義的な考えが憲法に盛り込まれているのがソ連時代との大きな違いである。

中国の憲法では、共産党による指導、人民民主主義独裁、社会主義国家、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の堅持の「4つの基本原則」を明記している。中華人民共和国は、成立時に、共産党が綱領を規定していて、それが臨時憲法の機能を果たしている。現在の憲法は、1982年に制定され、現在までに4回改正されているが、憲法の前文に「中国共産党の指導」という文言が示されていて、中国共産党の決定が優先されている。

ポーランドでは、1791年にアメリカに続いて、民主的な「五月三日憲法」が成立した。しかし、直後にロシア・プロイセン・オーストリアによって分割された。1918年の独立後、フランスの影響を受けた憲法が成立したが、再びナチスドイツ、ソ連の侵略により独立を失った。第

二次大戦後、ソ連の影響下で、1952年にソ連型の統治システムを定めた「ポーランド人民共和国憲法」を成立させた。しかしソ連崩壊後、国民投票によって1997年に新憲法「ポーランド共和国憲法」が成立した。

最後に、イスラム教国のパキスタンの憲法について報告した。パキスタンは独立当初、イギリスがインドを統治する際に用いていた1935年インド統治法をそのまま適用したが、その後イスラム教に基づく独自の憲法を制定する。しかしパキスタンでは短期間で大統領が変わり、そのたびに憲法の改正がなされている。また、イスラム教による特定の人物の権限の強化が見られる。日本では馴染みがないものの、世界には宗教と強い関わりがある憲法が存在することが新たな発見であった。

次に、憲法の種類について報告した。憲法には大きく分けて成文憲法と不文憲法の2種類存在する。さらに成文憲法は、硬性憲法と軟性憲法に分けられ、硬性憲法は改正が困難なのに対し、軟性憲法は比較的改正が容易である。硬性憲法の主な国の例として日本やデンマークなどが挙げられる。

不文憲法の代表例はイギリスであり、これが憲法であるとのまとまった体系ではなく、各時代の歴史的な文章の総体が憲法とみなされる。1215年の国王の権限を限定したマグナ・カルタから、名誉革命の権利章典など、イギリスの憲法はこれら歴史的な文章の総体として憲法が構成されている。イギリスの憲法観は、植民地であった国々に影響を与えている。

次に、日本国憲法に焦点を当てて報告した。まず、生徒は世間でどれくらい憲法に関心を持たれているのかを知りたいと思い、男子部女子部高等科2、3年生、学部生、リビングアカデミーの方、先生方にアンケートを行った。アンケートには、257人にご回答いただいた。アンケート調査前の予想では、10代、20代は学校で憲法について学んでおり、憲法改正を重要視しているのではないかと考えていたが、10代、20代で関心を持っている人は少なく、また40代以上の方に関心を持っている人が多いことがわかった。この結果から、若い世代に憲法は難しいと考える人が多い

ので、憲法に関心を持っている人が少ないのではないかと考えた。このことから、まず憲法の基本的な構造を知った上で、憲法改正を議論することが必要であると考えた。

次に、日本国憲法の概要と改正の論点を報告した。日本国憲法の原則は、国民主権、平和主義、基本的な人権の尊重であるが、その憲法の改正の論点として、憲法9条と国民の自由についての改正議論を発表した。その他の論点については、パネルにまとめた。

まず、憲法9条についての議論は、朝鮮戦争がきっかけになっている。朝鮮戦争は、冷戦下での日本の隣国同士の戦いであったため、日本も自国で守るべきとの議論が起こった。もともと国際法では、自国を守る権利である自衛権が各国に認められていた。しかし、日本は憲法9条で武力を放棄していたため、解釈として自国の防衛に限る「個別的自衛権」という形で、自衛隊が発足することになった。

その後も国際関係の緊密化や経済の相互依存などを背景に、個別的自衛権だけでは対応が難しいという議論が起こり、防衛の範囲を拡大した考え方が「集団的自衛権」である。この「集団的自衛権」は、2015年の安全保障法の成立に伴って限定的に行使できるようになった。これによって、政府は「自衛権」の考え方を広げたといえる。

戦後間もなくは、一部の人をのぞき文字通りの戦争の放棄であった。それは、第二次大戦への反省と、もう一つ国連軍が日本を守る前提があったからである。しかし国連軍は創設されず、解釈による個別的自衛権を認め、実力行使を可能とした。安全保障法が成立した後も、自衛権の行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持するその範囲に関して、引き続き議論が続いている。

次に憲法21条、国民の自由・公共の福祉についての憲法改正の論点を報告した。現在の憲法では、国民の集会、結社、表現の自由は21条により保障されている。そして、その自由は13条では、公共の福祉に反しない限り保障されている。しかし公共の福祉と言っても、改正の論点に分かりにくいいため、過去に自民党が提示した憲法改正案を例に挙げ、

比較して考えた。

自民党の憲法改正草案の21条では、現在の憲法と同様に集会、結社、表現の自由は保障されている。しかし、13条と21条2項では現在の条文と違い、集会、結社、表現の自由は公益及び公の秩序に反しない限り保障されることになっている。「公共の福祉」から「公益及び公の秩序」への変更の違いはいかなる違いなのか。公共の福祉は個人の自由を何よりも優先しているが、公益及び公の秩序は個人の自由を尊重しつつも、社会の利益を優先させる意味合いになるということだ。この違いが自由についての憲法改正の論点となっていることが報告された。

次に、今回の報告会を通して生徒が学んだことが発表された。

若い世代が憲法に関心を持っていないのは憲法の言葉が難しいからではないか。

憲法改正の議論では憲法9条が大きく取り上げられているが、その他の議論も知る必要がある。

選挙の争点の1つとなった憲法改正の議論は、今回しっかり学んだが、18歳に選挙権が引き下げられても、十分に自分の意見を持つことが出来ず、社会問題に向き合うことが難しい。

憲法改正の議論は新聞やニュースで耳にするが、改正をして私たちの生活にどのように関わってくるかは具体的には分からない。だが、それを理解しないと、改正をした方がよいのか判断できない。

法の下での平等は誰のための平等なのか。そもそも憲法が誰のためにあるのかを知るべきであるなどであった。

さらにリーダーのまとめとしては、以下の通りであった。憲法を調べているときには、難しい言葉や、歴史背景、国際情勢に苦勞する姿が多く見られたが、それでも一生懸命に調べ、調べたことをクラスで共有し、一人一人が自分の意見を持って話し合っただけで報告ができた。その議論の中では、憲法は難しいという感想をもった人が多かったが、だからといって自分たちと関係のないものとは、考えたくはない。憲法が私たちの生活に身近と思う人は少ないと思うが、選挙の争点になったら考える、自

分の人権が侵害された時に考える、というものでもないと考えた。

女子部はよく小さな社会と言われるが、私たちも、入学したときに理由も分からず必死にそのルールを覚えた。しかし、学年が上がるにつれて、そのルールがなぜ作られたのか、それが私たちの生活にどのように影響するのかを考え、理解できるようになった。憲法も同じように、これから大学で勉強し、社会で生活を営んでいく中で、その意味が段々と分かってくるものであり、たとえ今はその意味を全て理解することが出来なくても、今回学んだことを、これから憲法改正の語論についてさらに理解していくきっかけにしたい。

IV. 報告会を終えて

高等科三年生が現在議論されている憲法改正について考える土台を今回の報告会で得られたと思う。今後の自分自身の見解を発展して自らの憲法観を持ってほしい。そのための準備と発表としては十分であったと思う。

V. 参考文献

- (1)伊藤真『赤ペンチェック 自民党 憲法改正草案』2013 大月書店
- (2)自民党の憲法草案を爆発的にひろめる有志連合『新しい憲法草案のはなし』2016 太郎次郎社エデュカス
- (3)伊藤真『わたしたちのくらしと日本国憲法』2015 岩崎書店
- (4)後藤光男『図解雑学 憲法』2004 ナツメ社
池田香代子『やさしいことばで日本国憲法』2017 マガジンハウス
- (5)宮沢俊義『世界憲法集 第四版』1983 岩波文庫
- (6)「コトバンク」<<https://kotobank.jp/>> (2017/11/17)
- (7)「日本国憲法の基礎知識」<<http://kenpou-jp.norio-de.com/wacarthur-kenpou-seiritu>> (2017/11/17)
- (8)「ロシア・東欧法研究のページ」<<http://ruseel.world.coocan.jp/>> (2017/11/17)
- (9)「諸外国における憲法改正状況」<<https://my-bigmouth.net/kaiken-gaikoku.html>> (2017/11/17)